

に届け出た保険医療機関において、胎児が重篤な状態であると診断された、又は疑われる妊婦に対して、当該保険医療機関の医師、助産師、看護師、社会福祉士、公認心理師等が共同して必要な支援を行った場合に、成育連携支援加算として、入院中1回に限り、1,200点を所定点数に加算する。

A303-2 新生児治療回復室入院医療管理料（1日につき） 5,728点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて新生児治療回復室入院医療管理が行われた場合に、区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料、区分番号A302-2に掲げる新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料及び区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定した期間と通算して30日（出生時体重が1,500グラム以上であつて、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児にあつては50日、出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあつては120日（出生時体重が500グラム以上750グラム未満であつて慢性肺疾患の新生児にあつては135日、出生時体重が500グラム未満であつて慢性肺疾患の新生児にあつては140日）、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあつては90日）を限度として算定する。

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、新生児治療回復室入院医療管理料に含まれるものとする。

イ 入院基本料

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、特定感染症入院医療管理加算、難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算に限る。）、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、<sup>じよくそう</sup>褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ 第2章第3部の各区分の検査（同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。）

ニ 点滴注射

ホ 中心静脈注射

ヘ 酸素吸入（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）

ト インキュベーター（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）

チ 第13部第1節の病理標本作製料

A304 地域包括医療病棟入院料（1日につき） 3,050点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る病棟に入院している患者について、所定点数を算定する。ただし、90日を超えて入院するものについては、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の地域一般入院料3の例により、算定する。

2 入院した日から起算して14日を限度として、初期加算として、1日につき150点を所定点数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の特定入院料は、夜間看護体制特定日減算として、次のいずれにも該当する場合に限り、所定点数の100分の5に相当する点数を減算する。

イ 年6日以内であること。

ロ 当該日が属する月が連続する2月以内であること。

4 診療に係る費用のうち次に掲げるものは、地域包括医療病棟入院料に含まれるものとする。

イ 入院基本料

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、救急医療管理加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、特定

感染症患者療養環境特別加算、栄養サポートチーム加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡<sup>じよくそう</sup>ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算（1に限る。）、データ提出加算、入退院支援加算（1のイに限る。）、医療的ケア児（者）入院前支援加算、認知症ケア加算、薬剤総合評価調整加算、排尿自立支援加算、地域医療体制確保加算及び協力対象施設入所者入院加算を除く。）

ハ 第2章第1部医学管理等（区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料、B001に掲げる特定疾患治療管理料、B001-2に掲げる小児科外来診療料、B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、B001-2-3に掲げる乳幼児育児栄養指導料、B001-2-4に掲げる地域連携夜間・休日診療料、B001-2-5に掲げる院内トリアージ実施料、B001-2-6に掲げる夜間休日救急搬送医学管理料、B001-2-7に掲げる外来リハビリテーション診療料、B001-2-8に掲げる外来放射線照射診療料、B001-2-9に掲げる地域包括診療料、B001-2-10に掲げる認知症地域包括診療料、B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料、B001-2-12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料、B001-3に掲げる生活習慣病管理料Ⅱ、B001-3-2に掲げるニコチン依存症管理料、B001-3-3に掲げる生活習慣病管理料Ⅲ、B001-6に掲げる肺血栓塞栓症予防管理料、B001-7に掲げるリンパ浮腫指導管理料、B001-8に掲げる臍ヘルニア<sup>さい</sup>圧迫指導管理料、B001-9に掲げる療養・就労両立支援指導料、B002に掲げる開放型病院共同指導料Ⅱ、B003に掲げる開放型病院共同指導料Ⅲ、B004に掲げる退院時共同指導料1、B005に掲げる退院時共同指導料2、B005-1-2に掲げる介護支援等連携指導料、B005-1-3に掲げる介護保険リハビリテーション移行支援料、B005-4に掲げるハイリスク妊産婦共同管理料Ⅱ、B005-5に掲げるハイリスク妊産婦共同管理料Ⅲ、B005-6に掲げるがん治療連携計画策定料、B005-6-2に掲げるがん治療連携指導料、B005-6-3に掲げるがん治療連携管理料、B005-6-4に掲げる外来がん患者在宅連携指導料、B005-7に掲げる認知症専門診断管理料、B005-7-2に掲げる認知症療養指導料、B005-7-3に掲げる認知症サポート指導料、B005-8に掲げる肝炎インターフェロン治療計画料、B005-9に掲げる外来排尿自立指導料、B005-10に掲げるハイリスク妊産婦連携指導料1、B005-10-2に掲げるハイリスク妊産婦連携指導料2、B005-11に掲げる遠隔連携診療料、B005-12に掲げるこころの連携指導料Ⅱ、B005-13に掲げるこころの連携指導料Ⅲ、B005-14に掲げるプログラム医療機器等指導管理料、B006に掲げる救急救命管理料、B006-3に掲げる退院時リハビリテーション指導料、B007に掲げる退院前訪問指導料、B007-2に掲げる退院後訪問指導料、B008に掲げる薬剤管理指導料、B008-2に掲げる薬剤総合評価調整管理料、B009に掲げる診療情報提供料Ⅱ、B009-2に掲げる電子的診療情報評価料、B010に掲げる診療情報提供料Ⅲ、B010-2に掲げる診療情報連携共有料、B011に掲げる連携強化診療情報提供料、B011-3に掲げる薬剤情報提供料、B011-4に掲げる医療機器安全管理料、B011-5に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料、B011-6に掲げる栄養情報連携料、B012に掲げる傷病手当金意見書交付料、B013に掲げる療養費同意書交付料、B014に掲げる退院時薬剤情報管理指導料、B015に掲げる精神科退院時共同指導料及びB200に掲げる特定保険医療材料（区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料、B001に掲げる特定疾患治療管理料、B001-2に掲げる小児科外来診療料、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、B001-2-3に掲げる乳幼児育児栄養指導料、B001-2-4に掲げる地域連携夜間・休日診療料、B001-2-5に掲げる院内トリアージ実施料、B001-2-6

に掲げる夜間休日救急搬送医学管理料、B001-2-7に掲げる外来リハビリテーション診療料、B001-2-8に掲げる外来放射線照射診療料、B001-2-9に掲げる地域包括診療料、B001-2-10に掲げる認知症地域包括診療料、B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料、B001-2-12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料、B001-3に掲げる生活習慣病管理料Ⅱ、B001-3-2に掲げるニコチン依存症管理料、B001-3-3に掲げる生活習慣病管理料Ⅲ、B001-6に掲げる肺血栓塞栓症予防管理料、B001-7に掲げるリンパ浮腫指導管理料、B001-8に掲げる臍ヘルニア圧迫指導管理料、B001-9に掲げる療養・就労両立支援指導料、B002に掲げる開放型病院共同指導料Ⅱ、B003に掲げる開放型病院共同指導料Ⅲ、B004に掲げる退院時共同指導料1、B005に掲げる退院時共同指導料2、B005-1-2に掲げる介護支援等連携指導料、B005-1-3に掲げる介護保険リハビリテーション移行支援料、B005-4に掲げるハイリスク妊産婦共同管理料Ⅱ、B005-5に掲げるハイリスク妊産婦共同管理料Ⅲ、B005-6に掲げるがん治療連携計画策定料、B005-6-2に掲げるがん治療連携指導料、B005-6-3に掲げるがん治療連携管理料、B005-6-4に掲げる外来がん患者在宅連携指導料、B005-7に掲げる認知症専門診断管理料、B005-7-2に掲げる認知症療養指導料、B005-7-3に掲げる認知症サポート指導料、B005-8に掲げる肝炎インターフェロン治療計画料、B005-9に掲げる外来排尿自立指導料、B005-10に掲げるハイリスク妊産婦連携指導料1、B005-10-2に掲げるハイリスク妊産婦連携指導料2、B005-11に掲げる遠隔連携診療料、B005-12に掲げるこころの連携指導料Ⅱ、B005-13に掲げるこころの連携指導料Ⅲ、B005-14に掲げるプログラム医療機器等指導管理料、B006に掲げる救急救命管理料、B006-3に掲げる退院時リハビリテーション指導料、B007に掲げる退院前訪問指導料、B007-2に掲げる退院後訪問指導料、B008に掲げる薬剤管理指導料、B008-2に掲げる薬剤総合評価調整管理料、B009に掲げる診療情報提供料Ⅱ、B009-2に掲げる電子的診療情報評価料、B010に掲げる診療情報提供料Ⅲ、B010-2に掲げる診療情報連携共有料、B011に掲げる連携強化診療情報提供料、B011-3に掲げる薬剤情報提供料、B011-4に掲げる医療機器安全管理料、B011-5に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料、B011-6に掲げる栄養情報連携料、B012に掲げる傷病手当金意見書交付料、B013に掲げる療養費同意書交付料、B014に掲げる退院時薬剤情報管理指導料及びB015に掲げる精神科退院時共同指導料に係るものに限る。)を除く。)

ニ 第3部検査(区分番号D206に掲げる心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について)、D295に掲げる関節鏡検査(片側)、D296に掲げる喉頭直達鏡検査、D296-2に掲げる鼻咽腔直達鏡検査、D296-3に掲げる内視鏡用テレスコープを用いた咽頭画像等解析(インフルエンザの診断の補助に用いるもの)、D298に掲げる嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコープ(部位を問わず一連につき)、D298-2に掲げる内視鏡下嚙下機能検査、D299に掲げる喉頭ファイバースコープ、D300に掲げる中耳ファイバースコープ、D300-2に掲げる顎関節鏡検査(片側)、D302に掲げる気管支ファイバースコープ、D302-2に掲げる気管支カテーテル気管支肺胞洗浄法検査、D303に掲げる胸腔鏡検査、D304に掲げる縦隔鏡検査、D306に掲げる食道ファイバースコープ、D308に掲げる胃・十二指腸ファイバースコープ、D309に掲げる胆道ファイバースコープ、D310に掲げる小腸内視鏡検査、D310-2に掲げる消化管通過性検査、D311に掲げる直腸鏡検査、D311-2に掲げる肛門鏡検査、D312に掲げる直腸ファイバースコープ、D312-2に掲げる回腸囊ファイバースコープ、D313に掲げる大腸内視鏡検査、D314に掲げる腹腔鏡検査、D3

15に掲げる腹腔ファイバースコープ、D316に掲げるクルドスコープ、D317に掲げる膀胱尿道ファイバースコープ、D317-2に掲げる膀胱尿道鏡検査、D318に掲げる尿管カテーテル法（ファイバースコープによるもの）（両側）、D319に掲げる腎盂尿管ファイバースコープ（片側）、D320に掲げるヒステロスコピー、D321に掲げるコルポスコピー、D322に掲げる子宮ファイバースコープ、D323に掲げる乳管鏡検査、D324に掲げる血管内視鏡検査、D325に掲げる肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法、D401に掲げる脳室穿刺、D402に掲げる後頭下穿刺、D403に掲げる腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺（脳脊髄圧測定を含む。）、D404に掲げる骨髄穿刺、D404-2に掲げる骨髄生検、D405に掲げる関節穿刺（片側）、D406に掲げる上顎洞穿刺（片側）、D406-2に掲げる扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺（片側）、D407に掲げる腎嚢胞又は水腎症穿刺、D408に掲げるダグラス窩穿刺、D409に掲げるリンパ節等穿刺又は針生検、D409-2に掲げるセンチネルリンパ節生検（片側）、D410に掲げる乳腺穿刺又は針生検（片側）、D411に掲げる甲状腺穿刺又は針生検、D412に掲げる経皮的針生検法（透視、心電図検査及び超音波検査を含む。）、D412-2に掲げる経皮的腎生検法、D412-3に掲げる経頸静脈の肝生検、D413に掲げる前立腺針生検法、D414に掲げる内視鏡下生検法（1臓器につき）、D414-2に掲げる超音波内視鏡下穿刺吸引生検法（EUS-FNA）、D415に掲げる経気管肺生検法、D415-2に掲げる超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法（EBUS-TBNA）、D415-3に掲げる経気管肺生検法（ナビゲーションによるもの）、D415-4に掲げる経気管肺生検法（仮想気管支鏡を用いた場合）、D415-5に掲げる経気管支凍結生検法、D416に掲げる臓器穿刺、組織採取、D417に掲げる組織試験採取、切採法、D418に掲げる子宮腔部等からの検体採取、D419に掲げるその他の検体採取、D419-2に掲げる眼内液（前房水・硝子体液）検査、D500に掲げる薬剤（区分番号D206に掲げる心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）、D295に掲げる関節鏡検査（片側）、D296に掲げる喉頭直達鏡検査、D296-2に掲げる鼻咽腔直達鏡検査、D296-3に掲げる内視鏡用テレスコープを用いた咽頭画像等解析（インフルエンザの診断の補助に用いるもの）、D298に掲げる嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコープ（部位を問わず一連につき）、D298-2に掲げる内視鏡下嚥下機能検査、D299に掲げる喉頭ファイバースコープ、D300に掲げる中耳ファイバースコープ、D300-2に掲げる顎関節鏡検査（片側）、D302に掲げる気管支ファイバースコープ、D302-2に掲げる気管支カテーテル気管支肺胞洗浄法検査、D303に掲げる胸腔鏡検査、D304に掲げる縦隔鏡検査、D306に掲げる食道ファイバースコープ、D308に掲げる胃・十二指腸ファイバースコープ、D309に掲げる胆道ファイバースコープ、D310に掲げる小腸内視鏡検査、D310-2に掲げる消化管通過性検査、D311に掲げる直腸鏡検査、D311-2に掲げる肛門鏡検査、D312に掲げる直腸ファイバースコープ、D312-2に掲げる回腸嚢ファイバースコープ、D313に掲げる大腸内視鏡検査、D314に掲げる腹腔鏡検査、D315に掲げる腹腔ファイバースコープ、D316に掲げるクルドスコープ、D317に掲げる膀胱尿道ファイバースコープ、D317-2に掲げる膀胱尿道鏡検査、D318に掲げる尿管カテーテル法（ファイバースコープによるもの）（両側）、D319に掲げる腎盂尿管ファイバースコープ（片側）、D320に掲げるヒステロスコピー、D321に掲げるコルポスコピー、D322に掲げる子宮ファイバースコープ、D323に掲げる乳管鏡検査、D324に掲げる血管内視鏡検査、D325に掲げる肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法、D401に掲げる脳室穿刺、D402に掲げる後頭下穿刺、D403に掲げる腰椎穿刺、胸椎穿

刺、頸椎<sup>けいせい</sup>穿刺<sup>せん</sup>（脳脊髄<sup>せん</sup>圧測定を含む。）、D404に掲げる骨髄<sup>せん</sup>穿刺<sup>せん</sup>、D404-2に掲げる骨髄<sup>せん</sup>生検<sup>せん</sup>、D405に掲げる関節<sup>せん</sup>穿刺<sup>せん</sup>（片側）、D406に掲げる上顎<sup>せん</sup>洞<sup>せん</sup>穿刺<sup>せん</sup>（片側）、D406-2に掲げる扁桃<sup>へん</sup>周囲<sup>せん</sup>炎<sup>せん</sup>又は扁桃<sup>へん</sup>周囲<sup>せん</sup>膿瘍<sup>せん</sup>における試験<sup>せん</sup>穿刺<sup>せん</sup>（片側）、D407に掲げる腎<sup>せん</sup>嚢<sup>せん</sup>胞<sup>せん</sup>又は水腎<sup>せん</sup>症<sup>せん</sup>穿刺<sup>せん</sup>、D408に掲げるダグラス<sup>か</sup>窩<sup>せん</sup>穿刺<sup>せん</sup>、D409に掲げるリンパ<sup>せん</sup>節<sup>せん</sup>等<sup>せん</sup>穿刺<sup>せん</sup>又は針<sup>せん</sup>生<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>、D409-2に掲げるセンチネル<sup>せん</sup>リンパ<sup>せん</sup>節<sup>せん</sup>生<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>（片側）、D410に掲げる乳腺<sup>せん</sup>穿刺<sup>せん</sup>又は針<sup>せん</sup>生<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>（片側）、D411に掲げる甲状腺<sup>せん</sup>穿刺<sup>せん</sup>又は針<sup>せん</sup>生<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>、D412に掲げる経<sup>せん</sup>皮的<sup>せん</sup>針<sup>せん</sup>生<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>法（透視、心電<sup>せん</sup>図<sup>せん</sup>検査<sup>せん</sup>及び超音<sup>せん</sup>波<sup>せん</sup>検査<sup>せん</sup>を含む。）、D412-2に掲げる経<sup>せん</sup>皮的<sup>せん</sup>腎<sup>せん</sup>生<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>法、D412-3に掲げる経<sup>せん</sup>頸<sup>せん</sup>静<sup>せん</sup>脈<sup>せん</sup>的<sup>せん</sup>肝<sup>せん</sup>生<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>法、D413に掲げる前<sup>せん</sup>立<sup>せん</sup>腺<sup>せん</sup>針<sup>せん</sup>生<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>法、D414に掲げる内<sup>せん</sup>視<sup>せん</sup>鏡<sup>せん</sup>下<sup>せん</sup>生<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>法（1臓器につき）、D414-2に掲げる超音<sup>せん</sup>波<sup>せん</sup>内<sup>せん</sup>視<sup>せん</sup>鏡<sup>せん</sup>下<sup>せん</sup>穿<sup>せん</sup>刺<sup>せん</sup>吸<sup>せん</sup>引<sup>せん</sup>生<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>法（EUS-FNA）、D415に掲げる経<sup>せん</sup>気<sup>せん</sup>管<sup>せん</sup>肺<sup>せん</sup>生<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>法、D415-2に掲げる超音<sup>せん</sup>波<sup>せん</sup>気<sup>せん</sup>管<sup>せん</sup>支<sup>せん</sup>鏡<sup>せん</sup>下<sup>せん</sup>穿<sup>せん</sup>刺<sup>せん</sup>吸<sup>せん</sup>引<sup>せん</sup>生<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>法（EBUS-TBNA）、D415-3に掲げる経<sup>せん</sup>気<sup>せん</sup>管<sup>せん</sup>肺<sup>せん</sup>生<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>法（ナビゲーションによるもの）、D415-4に掲げる経<sup>せん</sup>気<sup>せん</sup>管<sup>せん</sup>肺<sup>せん</sup>生<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>法（仮想気管支鏡を用いた場合）、D415-5に掲げる経<sup>せん</sup>気<sup>せん</sup>管<sup>せん</sup>支<sup>せん</sup>凍<sup>せん</sup>結<sup>せん</sup>生<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>法、D416に掲げる臓器<sup>せん</sup>穿<sup>せん</sup>刺<sup>せん</sup>、組織<sup>せん</sup>採<sup>せん</sup>取<sup>せん</sup>、D417に掲げる組織<sup>せん</sup>試<sup>せん</sup>験<sup>せん</sup>採<sup>せん</sup>取<sup>せん</sup>、切<sup>せん</sup>採<sup>せん</sup>法、D418に掲げる子宮<sup>せん</sup>腔<sup>せん</sup>部<sup>せん</sup>等<sup>せん</sup>からの検<sup>せん</sup>体<sup>せん</sup>採<sup>せん</sup>取<sup>せん</sup>、D419に掲げるその他の検<sup>せん</sup>体<sup>せん</sup>採<sup>せん</sup>取<sup>せん</sup>及びD419-2に掲げる眼<sup>せん</sup>内<sup>せん</sup>液<sup>せん</sup>（前房<sup>せん</sup>水<sup>せん</sup>・硝<sup>せん</sup>子<sup>せん</sup>体<sup>せん</sup>液<sup>せん</sup>）検査<sup>せん</sup>に係<sup>せん</sup>るものに限<sup>せん</sup>る。）及びD600に掲げる特定<sup>せん</sup>保<sup>せん</sup>険<sup>せん</sup>医<sup>せん</sup>療<sup>せん</sup>材<sup>せん</sup>料<sup>せん</sup>（区分<sup>せん</sup>番<sup>せん</sup>号<sup>せん</sup>D206に掲げる心<sup>せん</sup>臓<sup>せん</sup>カ<sup>せん</sup>テ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>テ<sup>せん</sup>ル<sup>せん</sup>法<sup>せん</sup>による諸<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>査<sup>せん</sup>（一連<sup>せん</sup>の検<sup>せん</sup>査<sup>せん</sup>について）、D295に掲げる関節<sup>せん</sup>鏡<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>査<sup>せん</sup>（片側）、D296に掲げる喉<sup>せん</sup>頭<sup>せん</sup>直<sup>せん</sup>達<sup>せん</sup>鏡<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>査<sup>せん</sup>、D296-2に掲げる鼻<sup>せん</sup>咽<sup>せん</sup>腔<sup>せん</sup>直<sup>せん</sup>達<sup>せん</sup>鏡<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>査<sup>せん</sup>、D296-3に掲げる内<sup>せん</sup>視<sup>せん</sup>鏡<sup>せん</sup>用<sup>せん</sup>テ<sup>せん</sup>レ<sup>せん</sup>ス<sup>せん</sup>コ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>プ<sup>せん</sup>を用<sup>せん</sup>いた咽<sup>せん</sup>頭<sup>せん</sup>画<sup>せん</sup>像<sup>せん</sup>等<sup>せん</sup>解<sup>せん</sup>析<sup>せん</sup>（インフルエンザの診<sup>せん</sup>断<sup>せん</sup>の補<sup>せん</sup>助<sup>せん</sup>に用<sup>せん</sup>いるもの）、D298に掲げる嗅<sup>せん</sup>裂<sup>せん</sup>部<sup>せん</sup>・鼻<sup>せん</sup>咽<sup>せん</sup>腔<sup>せん</sup>・副<sup>せん</sup>鼻<sup>せん</sup>腔<sup>せん</sup>入<sup>せん</sup>口<sup>せん</sup>部<sup>せん</sup>ファイバ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ス<sup>せん</sup>コ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ピ<sup>せん</sup>ー（部位<sup>せん</sup>を問<sup>せん</sup>わ<sup>せん</sup>ず一連<sup>せん</sup>につ<sup>せん</sup>き）、D298-2に掲げる内<sup>せん</sup>視<sup>せん</sup>鏡<sup>せん</sup>下<sup>せん</sup>嚙<sup>せん</sup>下<sup>せん</sup>機<sup>せん</sup>能<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>査<sup>せん</sup>、D299に掲げる喉<sup>せん</sup>頭<sup>せん</sup>ファイバ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ス<sup>せん</sup>コ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ピ<sup>せん</sup>ー、D300に掲げる中<sup>せん</sup>耳<sup>せん</sup>ファイバ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ス<sup>せん</sup>コ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ピ<sup>せん</sup>ー、D300-2に掲げる顎<sup>せん</sup>関<sup>せん</sup>節<sup>せん</sup>鏡<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>査<sup>せん</sup>（片側）、D302に掲げる気<sup>せん</sup>管<sup>せん</sup>支<sup>せん</sup>ファイバ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ス<sup>せん</sup>コ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ピ<sup>せん</sup>ー、D302-2に掲げる気<sup>せん</sup>管<sup>せん</sup>支<sup>せん</sup>カ<sup>せん</sup>テ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>テ<sup>せん</sup>ル<sup>せん</sup>気<sup>せん</sup>管<sup>せん</sup>支<sup>せん</sup>肺<sup>せん</sup>胞<sup>せん</sup>洗<sup>せん</sup>浄<sup>せん</sup>法<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>査<sup>せん</sup>、D303に掲げる胸<sup>せん</sup>腔<sup>せん</sup>鏡<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>査<sup>せん</sup>、D304に掲げる縦<sup>せん</sup>隔<sup>せん</sup>鏡<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>査<sup>せん</sup>、D306に掲げる食<sup>せん</sup>道<sup>せん</sup>ファイバ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ス<sup>せん</sup>コ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ピ<sup>せん</sup>ー、D308に掲げる胃<sup>せん</sup>・十<sup>せん</sup>二<sup>せん</sup>指<sup>せん</sup>腸<sup>せん</sup>ファイバ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ス<sup>せん</sup>コ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ピ<sup>せん</sup>ー、D309に掲げる胆<sup>せん</sup>道<sup>せん</sup>ファイバ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ス<sup>せん</sup>コ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ピ<sup>せん</sup>ー、D310に掲げる小<sup>せん</sup>腸<sup>せん</sup>内<sup>せん</sup>視<sup>せん</sup>鏡<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>査<sup>せん</sup>、D310-2に掲げる消<sup>せん</sup>化<sup>せん</sup>管<sup>せん</sup>通<sup>せん</sup>過<sup>せん</sup>性<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>査<sup>せん</sup>、D311に掲げる直<sup>せん</sup>腸<sup>せん</sup>鏡<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>査<sup>せん</sup>、D311-2に掲げる肛<sup>せん</sup>門<sup>せん</sup>鏡<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>査<sup>せん</sup>、D312に掲げる直<sup>せん</sup>腸<sup>せん</sup>ファイバ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ス<sup>せん</sup>コ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ピ<sup>せん</sup>ー、D312-2に掲げる回<sup>せん</sup>腸<sup>せん</sup>嚢<sup>せん</sup>ファイバ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ス<sup>せん</sup>コ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ピ<sup>せん</sup>ー、D313に掲げる大<sup>せん</sup>腸<sup>せん</sup>内<sup>せん</sup>視<sup>せん</sup>鏡<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>査<sup>せん</sup>、D314に掲げる腹<sup>せん</sup>腔<sup>せん</sup>鏡<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>査<sup>せん</sup>、D315に掲げる腹<sup>せん</sup>腔<sup>せん</sup>ファイバ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ス<sup>せん</sup>コ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ピ<sup>せん</sup>ー、D316に掲げるクルド<sup>せん</sup>ス<sup>せん</sup>コ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ピ<sup>せん</sup>ー、D317に掲げる膀<sup>せん</sup>胱<sup>せん</sup>尿<sup>せん</sup>道<sup>せん</sup>ファイバ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ス<sup>せん</sup>コ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ピ<sup>せん</sup>ー、D317-2に掲げる膀<sup>せん</sup>胱<sup>せん</sup>尿<sup>せん</sup>道<sup>せん</sup>鏡<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>査<sup>せん</sup>、D318に掲げる尿管<sup>せん</sup>カ<sup>せん</sup>テ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>テ<sup>せん</sup>ル<sup>せん</sup>法<sup>せん</sup>（ファイバ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ス<sup>せん</sup>コ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>プ<sup>せん</sup>によるもの）（両側）、D319に掲げる腎<sup>せん</sup>盂<sup>せん</sup>尿<sup>せん</sup>管<sup>せん</sup>ファイバ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ス<sup>せん</sup>コ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ピ<sup>せん</sup>ー（片側）、D320に掲げるヒス<sup>せん</sup>テ<sup>せん</sup>ロ<sup>せん</sup>ス<sup>せん</sup>コ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ピ<sup>せん</sup>ー、D321に掲げるコ<sup>せん</sup>ル<sup>せん</sup>ポ<sup>せん</sup>ス<sup>せん</sup>コ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ピ<sup>せん</sup>ー、D322に掲げる子<sup>せん</sup>宮<sup>せん</sup>ファイバ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ス<sup>せん</sup>コ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>ピ<sup>せん</sup>ー、D323に掲げる乳<sup>せん</sup>管<sup>せん</sup>鏡<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>査<sup>せん</sup>、D324に掲げる血<sup>せん</sup>管<sup>せん</sup>内<sup>せん</sup>視<sup>せん</sup>鏡<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>査<sup>せん</sup>、D325に掲げる肺<sup>せん</sup>臓<sup>せん</sup>カ<sup>せん</sup>テ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>テ<sup>せん</sup>ル<sup>せん</sup>法<sup>せん</sup>、肝<sup>せん</sup>臓<sup>せん</sup>カ<sup>せん</sup>テ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>テ<sup>せん</sup>ル<sup>せん</sup>法<sup>せん</sup>、脾<sup>せん</sup>臓<sup>せん</sup>カ<sup>せん</sup>テ<sup>せん</sup>ー<sup>せん</sup>テ<sup>せん</sup>ル<sup>せん</sup>法<sup>せん</sup>、D401に掲げる脳<sup>せん</sup>室<sup>せん</sup>穿<sup>せん</sup>刺<sup>せん</sup>、D402に掲げる後<sup>せん</sup>頭<sup>せん</sup>下<sup>せん</sup>穿<sup>せん</sup>刺<sup>せん</sup>、D403に掲げる腰<sup>せん</sup>椎<sup>せん</sup>穿<sup>せん</sup>刺<sup>せん</sup>、胸<sup>せん</sup>椎<sup>せん</sup>穿<sup>せん</sup>刺<sup>せん</sup>、頸<sup>せん</sup>椎<sup>せん</sup>穿<sup>せん</sup>刺<sup>せん</sup>（脳脊髄<sup>せん</sup>圧測定を含む。）、D404に掲げる骨<sup>せん</sup>髄<sup>せん</sup>穿<sup>せん</sup>刺<sup>せん</sup>、D404-2に掲げる骨<sup>せん</sup>髄<sup>せん</sup>生<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>、D405に掲げる関<sup>せん</sup>節<sup>せん</sup>穿<sup>せん</sup>刺<sup>せん</sup>（片側）、D406に掲げる上<sup>せん</sup>顎<sup>せん</sup>洞<sup>せん</sup>穿<sup>せん</sup>刺<sup>せん</sup>（片側）、D406-2に掲げる扁<sup>せん</sup>桃<sup>せん</sup>周<sup>せん</sup>囲<sup>せん</sup>炎<sup>せん</sup>又は扁<sup>せん</sup>桃<sup>せん</sup>周<sup>せん</sup>囲<sup>せん</sup>膿<sup>せん</sup>瘍<sup>せん</sup>における試<sup>せん</sup>験<sup>せん</sup>穿<sup>せん</sup>刺<sup>せん</sup>（片側）、D407に掲げる腎<sup>せん</sup>嚢<sup>せん</sup>胞<sup>せん</sup>又は水腎<sup>せん</sup>症<sup>せん</sup>穿<sup>せん</sup>刺<sup>せん</sup>、D408に掲げるダ<sup>か</sup>グ<sup>せん</sup>ラ<sup>せん</sup>ス<sup>せん</sup>窩<sup>せん</sup>穿<sup>せん</sup>刺<sup>せん</sup>、D409に掲げるリン<sup>せん</sup>パ<sup>せん</sup>節<sup>せん</sup>等<sup>せん</sup>穿<sup>せん</sup>刺<sup>せん</sup>又は針<sup>せん</sup>生<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>、D409-2に掲げるセ<sup>せん</sup>ン<sup>せん</sup>チ<sup>せん</sup>ネ<sup>せん</sup>ル<sup>せん</sup>リン<sup>せん</sup>パ<sup>せん</sup>節<sup>せん</sup>生<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>（片側）、D410に掲げる乳<sup>せん</sup>腺<sup>せん</sup>穿<sup>せん</sup>刺<sup>せん</sup>又は針<sup>せん</sup>生<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>（片側）、D411に掲げる甲<sup>せん</sup>状<sup>せん</sup>腺<sup>せん</sup>穿<sup>せん</sup>刺<sup>せん</sup>又は針<sup>せん</sup>生<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>、D412に掲げる経<sup>せん</sup>皮的<sup>せん</sup>針<sup>せん</sup>生<sup>せん</sup>検<sup>せん</sup>法（透視、心電<sup>せん</sup>図<sup>せん</sup>検査<sup>せん</sup>及び超音<sup>せん</sup>波<sup>せん</sup>検査<sup>せん</sup>を含

む。) 、D 4 1 2 - 2 に掲げる経皮的腎生検法、D 4 1 2 - 3 に掲げる経頸静脈的肝生検、D 4 1 3 に掲げる前立腺針生検法、D 4 1 4 に掲げる内視鏡下生検法(1臓器につき)、D 4 1 4 - 2 に掲げる超音波内視鏡下穿刺吸引生検法(EUS-FNA)、D 4 1 5 に掲げる経気管肺生検法、D 4 1 5 - 2 に掲げる超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法(EBUS-TBNA)、D 4 1 5 - 3 に掲げる経気管肺生検法(ナビゲーションによるもの)、D 4 1 5 - 4 に掲げる経気管肺生検法(仮想気管支鏡を用いた場合)、D 4 1 5 - 5 に掲げる経気管支凍結生検法、D 4 1 6 に掲げる臓器穿刺、組織採取、D 4 1 7 に掲げる組織試験採取、切採法、D 4 1 8 に掲げる子宮腔部等からの検体採取、D 4 1 9 に掲げるその他の検体採取及びD 4 1 9 - 2 に掲げる眼内液(前房水・硝子体液)検査に係るものに限る。)を除く。)

ホ 第4部画像診断(通則第4号及び第6号に掲げる画像診断管理加算1、通則第5号及び第7号に掲げる画像診断管理加算2、画像診断管理加算3及び画像診断管理加算4、区分番号E 0 0 3に掲げる造影剤注入手技(3のイ(注1及び注2を含む。))に限る。)、E 3 0 0に掲げる薬剤(区分番号E 0 0 3に掲げる造影剤注入手技(3のイ(注1及び注2を含む。))に限る。))に係るものに限る。)並びにE 4 0 1に掲げる特定保険医療材料(区分番号E 0 0 3に掲げる造影剤注入手技(3のイ(注1及び注2を含む。))に限る。))に係るものに限る。)を除く。)

ヘ 第5部投薬(除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。)

ト 第6部注射(区分番号G 0 2 0に掲げる無菌製剤処理料及び除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。)

チ 第7部第2節薬剤料

リ 第8部第2節薬剤料

ヌ 第9部処置(区分番号J 0 0 1に掲げる熱傷処置(5に限る。))、J 0 0 3に掲げる局所陰圧閉鎖処置(入院)、J 0 0 3 - 3に掲げる局所陰圧閉鎖処置(腹部開放創)、J 0 0 3 - 4に掲げる多血小板血漿処置、J 0 0 7 - 2に掲げる硬膜外自家血注入、J 0 1 0 - 2に掲げる経皮的肝膿瘍等穿刺術、J 0 1 7 に掲げるエタノールの局所注入、J 0 1 7 - 2に掲げるリンパ管腫局所注入、J 0 2 7 に掲げる高気圧酸素治療、J 0 3 4 - 3に掲げる内視鏡的結腸軸捻転解除術、J 0 3 8 に掲げる人工腎臓、J 0 3 8 - 2に掲げる持続緩徐式血液濾過、J 0 3 9 に掲げる血漿交換療法、J 0 4 0 に掲げる局所灌流、J 0 4 1 に掲げる吸着式血液浄化法、J 0 4 1 - 2に掲げる血球成分除去療法、J 0 4 2 に掲げる腹膜灌流、J 0 4 3 - 6に掲げる人工脾臓療法、J 0 4 3 - 7に掲げる経会陰的放射線治療用材料局所注入、J 0 4 5 - 2に掲げる一酸化窒素吸入療法、J 0 4 7 に掲げるカウンターショック、J 0 4 7 - 2に掲げる心腔内除細動、J 0 4 9 に掲げる食道圧迫止血チューブ挿入法、J 0 5 2 - 2に掲げる熱傷温浴療法、J 0 5 4 - 2に掲げる皮膚レーザー照射療法、J 0 6 2 に掲げる腎盂内注入(尿管カテーテル法を含む。))、J 1 1 6 - 5に掲げる酵素注射療法、J 1 1 8 - 4に掲げる歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)、J 1 2 2 に掲げる四肢ギプス包帯(4から6までに限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。))、J 1 2 3 に掲げる体幹ギプス包帯(既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。))、J 1 2 4 に掲げる鎖骨ギプス包帯(片側)(既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。))、J 1 2 5 に掲げるギプスベッド(既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。))、J 1 2 6 に掲げる斜頸矯正ギプス包帯(既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。))、J 1 2 7 に掲げる先天性股関節脱臼ギプス包帯(既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。))、J 1 2 8 に掲げる脊椎側弯矯正ギプス包帯(既装着のギプス包帯を

ギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。)、J 1 2 9 に掲げる義肢採型法 (2 に限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。)、J 1 2 9-2 に掲げる練習用仮義足又は仮義手採型法 (2 に限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。)、J 3 0 0 に掲げる薬剤 (区分番号 J 0 0 1 に掲げる熱傷処置 (5 に限る。)、J 0 0 3 に掲げる局所陰圧閉鎖処置 (入院)、J 0 0 3-3 に掲げる局所陰圧閉鎖処置 (腹部開放創)、J 0 0 3-4 に掲げる多血小板血漿<sup>しよ</sup>処置、J 0 0 7-2 に掲げる硬膜外自家血注入、J 0 1 0-2 に掲げる経皮的肝膿瘍<sup>のう</sup>等穿刺術、J 0 1 7 に掲げるエタノールの局所注入、J 0 1 7-2 に掲げるリンパ管腫局所注入、J 0 2 7 に掲げる高気圧酸素治療、J 0 3 4-3 に掲げる内視鏡的結腸軸捻転解除術、J 0 3 8 に掲げる人工腎臓、J 0 3 8-2 に掲げる持続緩徐式血液濾過<sup>ろ</sup>、J 0 3 9 に掲げる血漿<sup>しよ</sup>交換療法、J 0 4 0 に掲げる局所灌流<sup>かん</sup>、J 0 4 1 に掲げる吸着式血液浄化法、J 0 4 1-2 に掲げる血球成分除去療法、J 0 4 2 に掲げる腹膜灌流<sup>かん</sup>、J 0 4 3-6 に掲げる人工脾臓療法、J 0 4 3-7 に掲げる経会陰的放射線治療用材料局所注入、J 0 4 5-2 に掲げる一酸化窒素吸入療法、J 0 4 7 に掲げるカウンターショック、J 0 4 7-2 に掲げる心腔内除細動<sup>くう</sup>、J 0 4 9 に掲げる食道圧迫止血チューブ挿入法、J 0 5 2-2 に掲げる熱傷温浴療法、J 0 5 4-2 に掲げる皮膚レーザー照射療法、J 0 6 2 に掲げる腎盂内注入 (尿管カテーテル法を含む。)、J 1 1 6-5 に掲げる酵素注射療法、J 1 1 8-4 に掲げる歩行運動処置 (ロボットスーツによるもの)、J 1 2 2 に掲げる四肢ギプス包帯 (4 から 6 までに限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。)、J 1 2 3 に掲げる体幹ギプス包帯 (既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。)、J 1 2 4 に掲げる鎖骨ギプス包帯 (片側) (既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。)、J 1 2 5 に掲げるギプスベッド (既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。)、J 1 2 6 に掲げる斜頸矯正ギプス包帯<sup>けい</sup> (既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。)、J 1 2 7 に掲げる先天性股関節脱臼ギプス包帯 (既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。)、J 1 2 8 に掲げる脊椎側弯矯正ギプス包帯<sup>わん</sup> (既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。)、J 1 2 9 に掲げる義肢採型法 (2 に限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。) 及び J 1 2 9-2 に掲げる練習用仮義足又は仮義手採型法 (2 に限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。) に係るものに限る。) 及び J 4 0 0 に掲げる特定保険医療材料 (区分番号 J 0 0 1 に掲げる熱傷処置 (5 に限る。)、J 0 0 3 に掲げる局所陰圧閉鎖処置 (入院)、J 0 0 3-3 に掲げる局所陰圧閉鎖処置 (腹部開放創)、J 0 0 3-4 に掲げる多血小板血漿<sup>しよ</sup>処置、J 0 0 7-2 に掲げる硬膜外自家血注入、J 0 1 0-2 に掲げる経皮的肝膿瘍<sup>のう</sup>等穿刺術、J 0 1 7 に掲げるエタノールの局所注入、J 0 1 7-2 に掲げるリンパ管腫局所注入、J 0 2 7 に掲げる高気圧酸素治療、J 0 3 4-3 に掲げる内視鏡的結腸軸捻転解除術、J 0 3 8 に掲げる人工腎臓、J 0 3 8-2 に掲げる持続緩徐式血液濾過<sup>ろ</sup>、J 0 3 9 に掲げる血漿<sup>しよ</sup>交換療法、J 0 4 0 に掲げる局所灌流<sup>かん</sup>、J 0 4 1 に掲げる吸着式血液浄化法、J 0 4 1-2 に掲げる血球成分除去療法、J 0 4 2 に掲げる腹膜灌流<sup>かん</sup>、J 0 4 3-6 に掲げる人工脾臓療法、J 0 4 3-7 に掲げる経会陰的放射線治療用材料局所注入、J 0 4 5-2 に掲げる一酸化窒素吸入療法、J 0 4 7 に掲げるカウンターショック、J 0 4 7-2 に掲げる心腔内除細動<sup>くう</sup>、J 0 4 9 に掲げる食道圧迫止血チューブ挿入法、J 0 5 2-2 に掲げる熱傷温浴療法、J 0 5 4-2 に掲げる皮膚レーザー照射療法、J 0 6 2 に掲げる腎盂内注入 (尿管カテーテル法を含む。)、J 1 1 6-5 に掲げる酵素

注射療法、J 1 1 8-4に掲げる歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）、J 1 2 2に掲げる四肢ギプス包帯（4から6までに限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 1 2 3に掲げる体幹ギプス包帯（既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 1 2 4に掲げる鎖骨ギプス包帯（片側）（既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 1 2 5に掲げるギプスベッド（既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 1 2 6に掲げる斜頸矯正ギプス包帯（既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 1 2 7に掲げる先天性股関節脱臼ギプス包帯（既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 1 2 8に掲げる脊椎側弯矯正ギプス包帯（既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 1 2 9に掲げる義肢採型法（2に限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）及びJ 1 2 9-2に掲げる練習用仮義足又は仮義手採型法（2に限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）に係るものに限る。）を除く。）

ル 第13部第1節病理標本作製料（区分番号N 0 0 3に掲げる術中迅速病理組織標本作製（1手術につき）を除く。）

5 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助の体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、看護補助体制加算として、当該基準に係る区分に従い、入院した日から起算して14日を限度として、それぞれ所定点数に加算する。

イ	25対1看護補助体制加算（看護補助者5割以上）	240点
ロ	25対1看護補助体制加算（看護補助者5割未満）	220点
ハ	50対1看護補助体制加算	200点
ニ	75対1看護補助体制加算	160点

6 夜間における看護業務の補助の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（看護補助体制加算を算定する患者に限る。）については、夜間看護補助体制加算として、当該基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。

イ	夜間30対1看護補助体制加算	125点
ロ	夜間50対1看護補助体制加算	120点
ハ	夜間100対1看護補助体制加算	105点

7 夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（看護補助体制加算を算定する患者に限る。）については、夜間看護体制加算として、71点を更に所定点数に加算する。

8 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助に係る十分な体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（看護補助体制加算を算定する患者に限る。）については、看護補助体制充実加算として、当該基準に係る区分に従い、1日につきそれぞれ更に所定点数に加算する。ただし、当該患者について、身体的拘束を実施した日は、看護補助体制充実加算3の例により所定点数に加算する。

イ	看護補助体制充実加算1	25点
ロ	看護補助体制充実加算2	15点
ハ	看護補助体制充実加算3	5点

9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、看護職員夜間配置加算として、当該基準に係る区分に従い、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算

する。

イ 看護職員夜間12対1 配置加算

- (1) 看護職員夜間12対1 配置加算 1 110点
- (2) 看護職員夜間12対1 配置加算 2 90点

ロ 看護職員夜間16対1 配置加算

- (1) 看護職員夜間16対1 配置加算 1 70点
- (2) 看護職員夜間16対1 配置加算 2 45点

10 リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理を連携・推進する体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、リハビリテーション・栄養・口腔連携加算として、リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理に係る計画を作成した日から起算して14日を限度として80点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号A 2 3 3 - 2に掲げる栄養サポートチーム加算は別に算定できない。

A 3 0 5 一類感染症患者入院医療管理料（1日につき）

- 1 14日以内の期間 9,413点
- 2 15日以上期間 8,147点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た感染症法第6条第13項に規定する特定感染症指定医療機関又は同条第14項に規定する第一種感染症指定医療機関である保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める感染症患者に対して入院医療管理が行われた場合に算定する。なお、同法第19条及び第20条の規定に係る入院の期間を超えた期間は算定しない。

2 第1章基本診療料並びに第2章第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、一類感染症患者入院医療管理料に含まれるものとする。

イ 入院基本料

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイに限る。）、医療的ケア児（者）入院前支援加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ 酸素吸入（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）

ニ 留置カテーテル設置

ホ 第13部第1節の病理標本作製料

A 3 0 6 特殊疾患入院医療管理料（1日につき）

2,090点

注1 重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を主として入院させる病室に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（療養病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院施設管理加算又は特殊疾患病棟入院料を算定する病棟を有しないものに限る。）に入院している患者について、所定点数を算定する。

2 当該病室に入院している患者が人工呼吸器を使用している場合は、1日につき所定点数に600点を加算する。

3 当該患者が、他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A 2 4 6に掲げる入退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

4 当該病室に入院する重度の意識障害（脳卒中の後遺症であるものに限る。）の患者であって、基本診療料の施設基準等第5の3(ロ)に規定する医療区分2の患者又は第6の3(ロ)の口の④に規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1の規定にかかわらず、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。